



平成21年5月14日

各 位

セ キ 株 式 会 社
取 締 役 社 長 関 啓 三
(J A S D A Q ・ コード 7 8 5 7)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 執 行 役 員 経 営 管 理 本 部 長
松 友 孝 之
T E L 0 8 9 - 9 4 5 - 0 1 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月18日開催予定の第60期定時株主総会に下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条(株券の発行)及び第8条第2項(単元未満株券の不発行)の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月18日

定款変更の効力発生日 平成21年6月18日

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>第7条 (株券の発行) <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第9条 (株式取扱規程) <u>当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他の株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>第11条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第12条～第27条 (省 略)</p> <p>第28条 (剰余金の配当) 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第29条～第30条 (省 略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7条 (単元株式数) (現行どおり) (削 除)</p> <p>第8条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条 (株主名簿管理人) (現行どおり)</p> <p>第10条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (剰余金の配当) 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p>

以 上